

障がい者福祉専門分科会審査部会の活動状況等について

◎ 趣 旨

障がい者福祉専門分科会審査部会の今年度の活動状況等について報告するもの

1 審査部会の概要

障がい者福祉専門分科会の部会として社会福祉法施行令第3条に基づき設置しており、障がい者の福祉に関する事項のうち、障がい程度の認定審査、身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定等を行う。

(1) 構成員

内科、眼科、整形外科、循環器科、耳鼻咽喉科、口腔外科、消化器科、呼吸器科、小児科の医師で構成（計9名）

(2) 所掌事務

- ・身体障がい者の障がい程度の審査に関する調査審議
- ・宇都宮市社会福祉審議会規程第4条に掲げる事項

2 平成26年度活動状況

4回実施

日 時	内 容
H26.6.2 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の障がい程度の認定 2件(3歳未満 1件) ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 1件 ・指定医の医療機関の変更 0件 ・指定自立支援医療機関(以下、「指定医療機関」)の指定 6件 ・指定医療機関の変更 6件 ・指定医療機関の更新 4件
H26.9.1 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の障がい程度の認定 5件(3歳未満 4件) ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 5件 ・指定医の医療機関の変更 0件 ・指定医療機関の指定 2件 ・指定医療機関の変更 2件 ・指定医療機関の更新 0件
H26.12.1 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の障がい程度の認定 4件(3歳未満 3件) ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 5件 ・指定医療機関の指定 1件 ・指定医療機関の変更 2件 ・指定医療機関の更新 0件
H27.2.23 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の障がい程度の認定 4件(3歳未満 4件) ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 0件 ・指定医療機関の指定 2件 ・指定医療機関の変更 1件 ・指定医療機関の更新 0件